平成２６年（フ）第３６１号
神奈川県川崎市高津区下作延２―７―26―304　シティフォーラム溝の口、住民票上の住所岐阜市加納城南通１丁目７番地　グランドパレス加納６Ａ号室
債務者　伊藤　喜子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　俊治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７６号
福島市上名倉字草深内16番地の１
債務者　菊地　政昭（旧姓新宅）
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第７７号
福島市上名倉字草深内16番地の１
債務者　菊地　美和
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第３０４号
金沢市諸江町中丁264番地１　パールハイツ201号、従前の住所福井市本堂町第89号６番地171
債務者　小宮　直樹
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３３号
石川県七尾市白馬町32部51番地
債務者　濱田　　弘
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第２６９号
福井市日光２丁目12番８号
債務者　村田　篤哉
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７５号
福井市和田東１丁目1402番地　パルティール成和305号、旧住所長野県諏訪郡下諏訪町119番地４
債務者　増澤彩絵子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７８号
福井県大野市中保第７号19番地
債務者　増田　陽子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５８号
福井県三方郡美浜町河原市第42号11番地の４
債務者　髙木由美子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第５４３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目23番16号薮田文化105号
債務者　佐藤比呂子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１７号
鳥取県鳥取市岩吉208番地９
債務者　山根田鶴子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２３号
愛媛県新居浜市北内町４丁目８番115号、前住所愛媛県新居浜市松原町８番36号
債務者　藤田　裕香
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１２６号
愛媛県新居浜市江口町14番30号
債務者　河野　　均
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１６号
高知県安芸郡奈半利町乙2561番地
債務者　島岡　　誠
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
福岡県嘉麻市宮吉163番地
債務者　大塚　　剛
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第２８４号
大分市大字松岡3500番地の７、申立て時の住所大分市長浜町１丁目７番３号　サンライズ長浜806
債務者　後藤　新二
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係